八六四―種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二四　三
八七四　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二四　154　八四
八七五　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件　二四　154　八五
八七六　植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示　二六　三
八七七　コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエロービタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準　二六　五
八七八　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準　二六　五
八七九　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準　二六　六
八八〇　アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準　二六　七
八八一　保安林の指定を解除する件　二六　八
八八二　アメリカ合衆国産ネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の全部を改正する件　二七　二
八八四―八九五　保安林の指定をする件　二七　三
八九六　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二八　158　五
八九七　集成材の日本農林規格の一部を改正する件　三一　四
八九八　集成材の格付の表示の方法の一部を改正する件　三一　四
八九九　集成材についての検査方法の一部を改正する件　三一　四
九〇〇　集成材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件　三一　四
○経済産業省
九四　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　三　三
九五　電気事業法第八十条の三第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録をした件　三　四
九六　消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件　三　四
九七　令和五年度以降の五年間についての石油備蓄目標　三　四
九八　鉱業法の一部を改正する等の法律附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十六条の規定により交付の決定がされた鉱業権者又は租鉱権者に対する補助金に関し、同法第十九条第一項の規定に基づき、日本海洋石油資源開発株式会社の実施した岩船沖南MS―一号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分の認定を改めた件　一一　三
九九　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　一二　六
一〇〇　情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部を改正する告示　二〇　五
一〇一　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二一　七
一〇二　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件　二四　五
一〇三　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　二八　五
○経済産業省、環境省
七　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第二十四条第一項に基づく登録事項の変更の届出があった件　一九　七
○国土交通省
六二六　八丈島空港の施設について告示した事項に変更があった件　三　四